

1 0 年 保 存

機 密 性 2

平成 28 年 3 月 30 日から  
平成 38 年 3 月 29 日まで

基発 0330 第 9 号

平成 28 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「監督業務運営要領の改善について」の一部改正について

監督業務の具体的運営については、昭和 39 年 4 月 20 日付け基発秘第 5 号「監督業務運営要領の改善について」により指示しているところであるが、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）が行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新行審法」という。）に全部改正され、新行審法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、下記のとおり改正し、同日から実施するので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

- 1 記第 3 の 1 使用停止等命令書 様式第 4 号  
様式第 4 号の 2 を別紙 1 に改める。
- 2 記第 3 の 1 緊急措置命令書 様式第 7 号  
様式第 7 号の 2 を別紙 2 に改める。

<h1 style="margin: 0;">使用停止等命令書</h1> <p style="margin: 0;">(事業者等)</p> <p style="margin: 0; font-size: 2em; font-weight: bold;">殿</p> <p style="margin: 0;">(事業場の名称)</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">労働基準監督署長 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="margin: 0; text-align: center;">における下記の「命令の対象物件等」欄記載の物件等</p> <p style="margin: 0;">に関し、「違反法令」欄記載のとおり違反があるので労働基準法第<sup>96</sup>条の3、<sup>103</sup>条 労働安全衛生法第98条第 項に基づき、それぞれ「命令の内容」欄及び「命令の期間又は期日」欄の記載のとおり命令します。</p> <p style="margin: 0;">なお、この命令に違反した場合には送検手続きをとることがあります。</p>		<p>(注意)</p> <p>命令の対象物件等に関して労働災害を発生させた場合は、是正期日内であっても、送検手続きをとることがあり、また、労働者災害補償保険法に基づいて特別に費用徴収することがあります。</p>		
番号	命令の対象物件等	違反法令	命令の内容	命令の期間又は期日
備考	<p>1 上記命令について、当該違反が是正された場合には、その旨報告してください。                  なお、「番号」欄に□印を付した事項については、今後同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置して併せて報告してください。</p> <p>2 この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。</p> <p>3 この命令に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。                  また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この命令に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p> <p>4 この命令書は3年間保存してください。</p>			
	受領年月日	平成 年 月 日		
受領者職氏名				

様式第7号の2

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">緊急措置命令書</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">(事業者等)</p> <p style="font-size: 24px; margin: 20px 0 20px 0;">殿</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">(事業場の名称)</p>	<p style="font-size: 18px; margin: 0;">労働基準監督署長</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">印</p>
<p style="font-size: 18px; margin: 0;">における</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">については、</p> <p style="font-size: 14px; margin: 10px 0 10px 0;">下記のとおり労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるので、労働安全衛生法第99条の規定に基づき</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">を命令します。</p> <p style="font-size: 18px; margin: 20px 0 20px 0;">記</p> <hr style="border-top: 1px dashed black; margin: 10px 0;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black; margin: 10px 0;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black; margin: 10px 0;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black; margin: 10px 0;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black; margin: 10px 0;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black; margin: 10px 0;"/>	
<p>(注) 1 上記期間中に労働災害発生の危険がなくなった場合には、この命令を解除するので、その旨報告して下さい。</p> <p>2 この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。</p> <p>3 この命令に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この命令に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p> <p>4 この命令書は3年間保存して下さい。</p>	
<p style="font-size: 14px; margin: 0;">受領年月日</p> <p style="font-size: 14px; margin: 0;">受領者職氏名</p>	<p style="font-size: 18px; margin: 0;">平成 年 月 日</p>